

平成29年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした 提案の措置状況（例）

資料 4

| No. | 提案主体 (関係府省) | 提案 | 提案の概要 | 関係府省の回答の概要 |
|-----|------------------------|---|--|--|
| 1 | 九州地方知事会 (厚生労働省) | 地域医療介護総合確保基金の事業対象要件の緩和 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律) | 地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加する。 | 「介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業」については、都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成としている。 管理栄養士、歯科衛生士へ対象を拡大することについては、引き続き検討して参りたい。 |
| 2 | 島根県、中国地方知事会 (農林水産省) | 多面的機能支払における広域活動組織の設立要件の緩和 (農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律) | 日本型直接支払制度における多面的機能支払の支援対象となる活動組織の合併に係る要件を緩和する。 | 多面的機能支払における広域活動組織の設立要件については、「生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、地域の状況に応じて100ha以上200ha未満の範囲（北海道にあつては1,500ha以上3,000ha未満の範囲）で協定の対象と区域の規模を定めることができる」としていたが、本要件が厳しいという地域の実情を踏まえ、平成30年度予算概算決定において、中山間地域等の条件不利地域における広域活動組織の設立要件（都府県）を、「対象農用地100ha以上」から「50ha以上または3集落以上」に緩和したところであり、今後とも活動組織の広域化の推進による取組の維持・拡大を図ってまいりたい。 |

平成29年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした 提案の措置状況（例）

| No. | 提案主体 (関係府省) | 提案 | 提案の概要 | 関係府省の回答の概要 |
|-----|---|--|---|---|
| 3 | 兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合 (国土交通省) | 空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充 (住宅地区改良事業等補助金交付要綱) | 古民家を含む活用可能な空き家等について、二地域居住や子育て世帯のための住居や事業所としても活用できるよう空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充する。 | 住宅地区改良事業等補助金交付要領第4 4. (2) 空き家住宅改修等費において、「空き家再生等推進事業を実施しようとするときに使用されていない空き家住宅及び空き建築物を、住環境の改善及び地域活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く)、移転、増築、改築等に要する費用」と規定しているが、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設は例示であつて、この他の用途について排除しているものではない。 |
| 4 | 九州地方知事会 (環境省) | 動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加 (環境保全施設整備費補助金交付要綱) | 環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加する。 | 現状、複数の団体が共同で施設を整備し、その団体すべてが施設整備に係る補助を受けるためには、それぞれに持ち分が明確に区分されている必要があるが、本提案を踏まえ、制度の見直しを行う。 |